国債店頭取引に係る時価変動リスクファクター及び相殺カテゴリー等について

平成２５年１０月１日
平成２６年３月２４日改正
平成２６年１０月１４日改正
平成３０年５月１日改正
平成３０年１０月１５日改正
平成３１年４月２２日改正
令和５年１２月１８日改正
株式会社日本証券クリアリング機構

１．時価変動リスクファクターの設定（国債店頭取引に係る当初証拠金所要額に関する規則 別表第１項第２号（注）１.、第３項第１号関係）

（１）時価変動リスクファクターの設定区分

時価変動リスクファクターは次の区分ごとに設定する。

銘柄区分	相殺クラス	残存年限（超-以下）	時価変動リスクファクター
割引国債	A	0 － 0.25	
		0.25 － 0.5	
		0.5 － 1	
		1 － 2	
	B	2 － 4	
	C	4 － 5	
		5 － 7	
	D	7 － 10	
	E	10 － 15	
		15 － 20	
	F	20 － 30	
	G	30 － 41	
利付国債	A	0 － 0.25	
		0.25 － 0.5	
		0.5 － 1	
		1 － 2	
	B	2 － 4	
	C	4 － 5	
		5 － 7	
	D	7 － 10	
	E	10 － 15	
		15 － 20	
	F	20 － 30	
	G	30 － 41	
変動利付国債	A	0 － 0.25	
		0.25 － 0.5	
		0.5 － 1	
		1 － 2	
	B	2 － 4	
	C	4 － 5	
		5 － 7	

	D	7 － 10	
	E	10 － 15	
		15 － 20	
物価連動国債	A	0 － 0.25	
		0.25 － 0.5	
		0.5 － 1	
		1 － 2	
	B	2 － 4	
	C	4 － 5	
		5 － 7	
	D	7 － 10	
	E	10 － 15	
		15 － 20	

（２）時価変動リスクファクターの計算値

時価変動リスクファクターの計算値は過去２５０日（休業日を除外する。以下日数計算において同じ。）、過去５００日及び過去１２５０日（以下「標準観測期間」という。）のそれぞれにストレス日を加えた期間の各日における銘柄別の時価（日本証券業協会が公表する売買参考統計値を基にする。以下同じ。）の３日間の変動率（Ｍｏｖｉｎｇ－Ｗｉｎｄｏｗ法に基づき計算する。）について片側信頼水準９９％（２．３３σ）をカバーする水準（物価連動国債の場合は連動係数の３日間の変動をカバーする水準として当社が計算する値を加算した水準）のうち最も大きい値として当社が計算する。

ストレス日は、標準観測期間より前の当社が別に定める期間の各日における銘柄別の時価の３日間の変動割合の最も大きい日とする。

（３）時価変動リスクファクターの設定方法

各銘柄区分・相殺クラス・残存年限に属する銘柄のうち時価変動リスクファクターの計算値が最大のものを当該銘柄区分･相殺クラス･残存年限の時価変動リスクファクターとする。値が算出できない残存年限については、その残存年限より長い残存年限（その残存年限より長い残存年限の計算値がない場合はその残存年限より短い残存年限）の計算値を用いる。ただし、算出された値が０．１未満の場合は０．１を時価変動リスクファクターとする。

２．相殺カテゴリー及び相殺比率の設定（国債店頭取引に係る当初証拠金所要額に関する規則 別表第１項第２号、第３項第１号関係）

（１）相殺カテゴリー及び相殺比率の設定区分

相殺比率は次の相殺カテゴリーごとに設定する。

ａ　割引国債

相殺クラス	残存年限（超-以下）	A	B	C	D	E	F	G
A	0 － 2		－	－	－	－	－	－
B	2 － 4			－	－	－	－	－
C	4 － 7				－	－	－	－
D	7 － 10					－	－	－
E	10 － 20						－	－

F	20 － 30							―
G	30 － 41							

b　利付国債

相殺クラス / 残存年限（超-以下）		A	B	C	D	E	F	G
A	0 － 2		―	―	―	―	―	―
B	2 － 4			―	―	―	―	―
C	4 － 7				―	―	―	―
D	7 － 10					―	―	―
E	10 － 20						―	―
F	20 － 30							―
G	30 － 41							

c　変動利付国債

相殺クラス / 残存年限（超-以下）		A	B	C	D	E
A	0 － 2		―	―	―	―
B	2 － 4			―	―	―
C	4 － 7				―	―
D	7 － 10					―
E	10 － 20					

d　物価連動国債

相殺クラス / 残存年限（超-以下）		A	B	C	D	E
A	0 － 2		―	―	―	―
B	2 － 4			―	―	―
C	4 － 7				―	―
D	7 － 10					―
E	10 － 20					

（２）相殺比率の設定方法

a　同一相殺クラス間の相殺比率

同一相殺クラス間の最も残存年限の長い銘柄と最も残存年限の短い銘柄について、過去１２０日間の日々の銘柄別の時価により算出された相関係数（小数点以下第２位を０．０５単位で切り捨てる）に１００を乗じた値を相殺比率とする。ただし、算出された値が０又は負数の場合及び相関係数が算出できない場合は０とする。

b　異なる相殺クラス間の相殺比率

残存年限の短い方の相殺クラスの中で最も残存年限の短い銘柄と、残存年限の長い方の相殺クラスの中で最も残存年限の長い銘柄について、過去１２０日間の日々の時価により算出された相関係数（小数点以下第２位を０．０５単位で切り捨てる）に１００を乗じた値を相殺比率とする。ただし、隣接する相殺クラス間の相殺比率について算出された値が７５未満の場合、一つ離れた相殺クラス間の相殺比率について算出された値が８０未満の場合、二つ以上離れた相殺クラス間の場合は、相殺比率を０とする。

以　上